

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」について

自然災害の影響によって、住宅ローン等を借りている個人や事業性ローンを借りている個人事業主が、既往債務の負担を抱えたままでは、再スタートに向けて困難に直面する等の問題が起きることが考えられます。

この「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」は、そのような債務者が一定の要件を満たした場合に、破産手続等の法的倒産手続によらず、特定調停手続を活用し債権者と債務者の合意に基づき、債務整理を行う際の準則として取りまとめられたものです。

(本ガイドラインの詳細については、以下をご参照ください。)

[・平成 30 年北海道胆振東部地震で被災された皆さまへ PDF](#)

[・自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン PDF](#)

[・自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインQ&A PDF](#)

また、当金庫では、本ガイドラインに関する相談窓口を以下のとおりご用意しております。

日高信用金庫 融資部

電話番号 0146-22-4113

受付時間 平日 9:00 から 17:00